

# 城陽市立古川小学校 学校いじめ防止基本方針

令和3年4月

京都府城陽市立古川小学校

# 令和3年度 城陽市立古川小学校いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。本校では、

### いじめを許さない学校づくりのために

- ①いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識する。
  - ・日頃から、児童が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- ②「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
  - ・いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
  - ・いじめる児童に対して、出席停止等の措置も含め毅然とした指導をする。
- ③児童一人一人を大切にす意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
  - ・教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- ④いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
  - ・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑤定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。
  - ・児童が発するサインを見逃さないよう、児童の実態に併せて調査を実施し全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

を目的とし、いじめの未然防止、早期発見及びいじめ事象の対処のための対策を効果的に推進するため、「古川小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2 いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

- (1) すべての児童が、いじめに巻き込まれる可能性を認識している。
  - 全員対象に事前の働きかけ、取組の実施
  - 安心・安全に学校生活を送れること
  - 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり
- (2) 教職員が、日々の学校生活の改善を意識している。
  - わかる授業づくり（すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫）
  - ※気になる児童へのスキル訓練は治療的予防で、すべての児童を対象に行う未然防止の働きかけ（＝教育的予防）とは異なる
- (3) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導の充実に努める。
  - 特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立っての指導
- (4) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努める。
- (5) 道徳や学級活動の時間にいじめにかかるとの問題を取り上げ、指導を行う。
- (6) 学級活動や児童会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言を行う。
- (7) 児童に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図る。
- (8) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。

### 3 いじめの早期発見

いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われるなど、教職員が気付きにくく、判断しにくい形で行われるものである。このことから、日頃から児童との信頼関係を構築し、児童が示す変化や発信するサインを見逃さないよう「いじめの早期発見」に努める。

- (1) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 児童の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努める。（アンケートの実施）
- (3) いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努める。
- (4) 児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- (5) いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応する。
- (6) 校内に児童の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制を整備し、適切に機能させる。
- (7) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制にする。
- (8) 児童等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱う。
- (9) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。

#### 4 いじめに対する取組（指導マニュアル）

いじめの事実が確認された（疑いも含む）場合、学校として速やかに情報を共有し、対応について検討する。その際には、被害児童の安全を確保し、加害児童に対しては教育的配慮の下、適切に指導にあたる。これらの対応については、教職員が以下に示す対応方法を共通理解した上で、組織的に対応する。

- (1) いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。
- (2) いじめられる児童に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行う。
- (3) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行う。
- (4) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たり、いじめの問題について、学校のみで解決することに固執するような状況にならないようにする。

#### 【いじめられている児童への対応】

- (1) いじめられている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- (2) 決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- (3) いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- (4) いじめた児童を謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- (5) 児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- (6) いじめられている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

#### 【いじている児童への対応】

- (1) いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- (2) 当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- (3) 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるので、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- (4) いじめた児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられる。「いじめは犯罪である」という認識を理解させる。
- (5) いじめた児童の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- (6) いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくない。そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- (7) 十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられて

いる児童を守るために、いじめる児童の保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得て厳しい対策をとる事もあり得る。そのような措置をとった場合児童には、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する必要がある。

#### 【いじめられている児童の保護者への対応】

- (1) いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- (2) 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。  
その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている児童を守り通すことを十分伝える。
- (3) いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- (4) 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- (5) 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- (6) 家庭においても児童の様子に十分注意してもらい、児童のどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

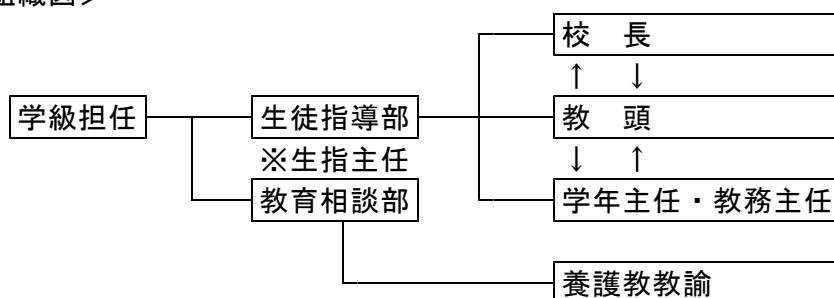
#### 【いじている児童の保護者への対応】

- (1) いじめの事実を正確に伝え、いじめられている児童や保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせる。
- (2) 教師が仲介役になり、いじめられた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- (3) いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- (4) 児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

### 5 いじめに防止等に対する組織体制

いじめの防止等に対する取組については、校内の「城陽市立古川小学校いじめ防止委員会」が中心となり、その推進にあたり、学校全体で組織的に対応する。

<組織図>



## 【いじめに対して組織的に取り組む内容】

校長のリーダーシップの下に全教職員が組織をあげて取り組む指導体制の確立

校 長
○いじめが発覚した場合、報告を受けた時に、迅速に指示を出す。 ○いじめの実態とその指導状況の把握に努める。

教 頭
○いじめが発覚した場合、迅速に校長に報告し、指示を仰ぐ。 ○いじめの実態とその指導状況の把握に努める。 ○PTAや関係機関・団体との協力体制を確立し、関かれた学校づくりに努める。

全 教 職 員
○適切な対応について全教職員の共通理解を図る。 ○実践的な職員研修の場を設定し、全教職員が生徒指導の専門的技術を身に付ける。 ○全校体制での取組を推進する。

生 徒 指 導 部 (各学年1名)
○各学年の児童の状況を把握し、いじめが発見された場合は担任のサポートに努める。 ○学年会、生徒指導部会、職員会議などの場で解決策についてリーダーシップを発揮する。 ○校長・教頭にいじめについての幅広い情報を提供し、率先して問題解決に当たる。 ○学校・家庭・地域が一体となった指導を進めるため、関係機関・団体との連携を積極的に図る。

学 年 主 任・教 務 主 任
○学級担任との連携を図り、学年内のいじめの把握に努める。 ○担任と問題解決に当たるとともにいじめの情報を積極的に学年間で共有する。 ○学年内のいじめについて生徒指導部や校長・教頭に報告し、担任も含めて対応策を検討する。また、必要に応じて他学年との連携を図る ○学年の指導方針について保護者の理解を深めるため、積極的に情報の収集や提供に努める。

学 級 担 任
○自分の学級にもいじめはあり得るとの認識を持ち、子ども達の日々の生活や言動をきめ細かく観察する。 ○授業中に言葉をかけたり、休み時間に一緒に遊んだりするなど、可能な限り児童と積極的にふれあうようにする。 ○いじめが発生したり、いじめのサインをとらえたりした場合は、一人で抱え込まず、学年主任や他の教員との連携を図る。 ○児童や保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも誠意を持って対応する。 ○生徒指導部と十分な連絡をとり家庭との連携を密にして問題の解決に努める。

教 育 相 談 部・養 護 教 諭
○学級担任が気付にくい児童の様々な問題の把握に努め「心の居場所」づくりに努める。 ○訴えてきた児童の心情を十分に受け止め信頼され安心できる保健室や相談室の雰囲気作りに努める。 ○把握したいじめの情報を担任や生徒指導主事、教頭、校長に伝え解決に向けて有効な対策を講じる。

## 6 重大事態への対処

重大事案が発生した場合は、直ちに城陽市教育委員会へ報告し、調査・指導等についての方針を協議する。学校としては、「城陽市立古川小学校いじめ防止委員会」を中心に、被害児童生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、的確な情報収集を行い、事実関係を明確にする。対処については、基本的には4に準ずるが、以下の点についても確認する。

- (1) 学校で行う調査の状況（方法や結果等）については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- (2) 調査及び指導の経過や結果を城陽市教育委員会に報告し、以後の指導について協議する。
- (3) 同様の事態の再発防止に向けた取組を進める。

## 7 その他

### (1) 地域・家庭との連携の推進

- ア 本校PTA、（\*学校関係の地域組織「青少年健全育成校区会議」等）との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
- イ 学校のいじめ防止に関する学校の基本方針等をホームページ等で発信する。
- ウ 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。

### (2) 関係機関との連携の推進

- ア 警察、児童相談所、家庭児童相談室と適切な連携を図る。
- イ いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。
- ウ 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られている。  
総合教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口、PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。